

<算定要件>

①	所定疾患施設療養費Ⅰは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
②	所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
③	所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に該当。
④	算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
⑤	当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

月	診断名	件数	日数	月	診断名	件数	日数
4月	肺炎	3	17	10月	肺炎	1	7
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症	2	10		尿路感染症		
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
5月	肺炎	1	7	11月	肺炎	1	3
	带状疱疹	1	7		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症	2	10
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
6月	肺炎	1	2	12月	肺炎	2	6
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎	1	4
	尿路感染症	1	7		尿路感染症	1	3
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
7月	肺炎	3	13	1月	肺炎	1	7
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症		
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
8月	肺炎			2月	肺炎	1	6
	带状疱疹				带状疱疹	1	7
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症	1	2		尿路感染症		
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
9月	肺炎	2	12	3月	肺炎	3	15
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎	1	2		蜂窩織炎		
	尿路感染症	1	7		尿路感染症	1	7
	慢性心不全増悪				慢性心不全増悪		
合計		17	86	合計		15	75

総件数 32 件数

総算定日数 161 日

< 算定要件 >

①	所定疾患施設療養費Ⅰは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
②	所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
③	所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。肺炎・尿路感染症・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。）・蜂窩織炎。
④	算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
⑤	当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

月	診断名	件数	日数	月	診断名	件数	日数
4月	肺炎			10月	肺炎		
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症		
5月	肺炎	3	13	11月	肺炎		
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症	1	3		尿路感染症	1	4
6月	肺炎	2	10	12月	肺炎	2	8
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症	1	3
7月	肺炎	1	7	1月	肺炎	4	23
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症		
8月	肺炎			2月	肺炎	2	4
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症	1	4		尿路感染症		
9月	肺炎			3月	肺炎		
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
	尿路感染症				尿路感染症		